

関門トンネルにおける今後の維持管理・修繕に関する検討委員会 設置要綱(案)

(設置)

第1条 西日本高速道路株式会社九州支社に、「関門トンネルにおける今後の維持管理・修繕に関する検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、関門トンネルにおいて、これまでの会社による維持管理・修繕の状況や取り巻く環境の変化について振り返ること、及び専門的、技術的見地から、持続可能な維持管理・修繕に関する課題や対応方策の検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は別紙のとおりとする。なお、必要に応じて、委員会の承諾を得て委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委員会設置の日より委員会の検討が終了するまでの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長が職務を遂行できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代行する。

(委員会の運営)

第5条 委員会の事務局は、西日本高速道路株式会社 九州支社 総務企画部 企画調整課 及び 中国支社 総務企画部 企画調整課に置く。

2 事務局は、やむを得ない事由により出席できない委員に対し、議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴することができる。

(委員等以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 委員会は非公開とする。

2 事務局は、委員会終了後、議事概要及び会議資料を公開するものとする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めのない委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和*年**月**日から施行する。

別 紙

関門トンネルにおける今後の維持管理・修繕に関する検討委員会

(順不同)

	所 属・役 職	氏 名
委員	中京大学 経済学部 准教授	さいとう ゆりえ 齊藤 由里恵
委員	山口大学 大学院 創成科学研究科 准教授	すずき はるな 鈴木 春菜
委員	九州大学大学院 工学研究院 社会基盤部門 教授	はまだ ひでのり 濱田 秀則
オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長	たむら けいいち 田村 桂一
オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所長	かけだ のぶお 掛田 信男

事務局	西日本高速道路株式会社 九州支社 総務企画部 企画調整課 中国支社 総務企画部 企画調整課
-----	---